

「湯屋売渡証文を読む」解説

1 湯屋について

- ・江戸では銭湯のことを湯屋といった。天正 19 年（1591）に伊勢の与市が銭瓶橋（千代田区）のほとりに銭湯風呂を立て、永楽銭 1 文で入浴させたことがはじまりとされる（『慶長見聞集』）。
- ・江戸初期の湯屋はほとんどが蒸し風呂、サウナのようなものであり、お湯につかる銭湯が現れたのは中期以降になってからである。
- ・江戸町方の住宅事情を考えるうえで興味深いことは、大きな商家であっても、自宅に湯殿を持つところが極めて少なかったことである。理由の一つとしては、江戸で頻発した火災に対する配慮であるが、俗に「土一升金一升」といわれるほど貴重な土地を湯殿のような広い空間に使うよりも、その分を貸屋などの商売に向けたほうがよいという考え方に基づくものであったと言われている。
- ・はじめ銭湯は男女混浴のところが多かったものの、風紀が乱れるとの理由から寛政 3 年（1791）に禁止され、男女の浴室を分けるか、男女を別の日に入浴させるよう改められた。
- ・文化 5 年（1808）3 月に江戸の湯屋十組問屋が成立した。男女両風呂 371 株、男風呂 141 株、女風呂 11 株、合計 523 株であった。

2 湯本家文書について

総点数は 11,847 点で、大きく 4 つの文書群で構成される。第 1 は、埼玉村下分の名主文書群である。しかし、検地帳や年貢割付・皆済関係は残っていない。第 2 は、家の経営文書群で、近世の醸造、金融関係のものが多い。第 3 は、明治時代の政治家湯本義憲関係文書群である。義憲氏は、埼玉県議会議員・衆議院議員・岐阜県知事を歴任し、全国の治水に尽力した。第 4 は、戦後の農地委員会や農業団体関係文書群で、湯本聡一郎氏に関わるものである。

3 解説のポイントとなる語句

- ①以 [もって]
手段、方法、原因などを表す。…によって、…で、…のために
- ②仕 [つかまつり]
何かをする、行うなどの動作を表し、奉仕する対象への敬意を示す。
- ③衆中 [しゅうちゅう]
特定の個人ではなく、ある役名に対する敬称。
- ④尤 [もつとも]
前の事柄を受けながらも、それに条件や補足を付け加えることを示す。そうはいうものの、一方で、ただし、はたまた
- ⑤然ル上者（しかるうえは）
そうであるからには。
- ⑥御座候 [ござそうろう] / 無御座候 [ござなくそうろう]
…です、…でございます / …ありません、…ございません
- ⑦為後日 [ごじつのため]
後日のために、後日の証拠として。
- ⑧仍而如件 [よってくだんのごとし]
この通りでございます。書き止め文言の決まり文句。

4 古文書の内容要約

史料「売渡申証文之事」(湯本家文書 No. 11373)

・湯屋1か所、ただし梁間3間(5.4m)、桁行8間(14.5m)、造作付きの諸道具一式、井戸1つ、敷地は貴殿所持の借地で、これまで渡世をしており、すべて仕来りのとおりである。この代金は55両である。

・右の内容はその村の土地内に書面の湯屋を所持していたところ、今回それぞれの人々(利助・申八)のお世話により、貴殿(亀次郎)が湯屋の地主なので、相談したうえで示談をして調整が済んだ。前書の代金を取り決めて、売り渡すところは確かである。今日代金の取り引きは済んだ。そうであるので、貴殿(亀次郎)が湯屋を好きなようにすることができる。もっとも右(半兵衛)の家作については他より支障がない。後日の為に証文を出す。明治3年(1870)3月27日、埼玉村売主の半兵衛と佐間村世話人の利助、組頭の申八から、佐間村の亀次郎へ

※敷地は亀次郎、湯屋経営は半兵衛で、半兵衛が亀次郎に湯屋を売り渡した。